

令和5年12月15日
島根県障がい福祉課計画推進係
担当：佐々木・矢野
電話：0852-22-6526

「第7期島根県障がい福祉計画・第3期島根県障がい児福祉計画（案）」に関する意見募集について

島根県では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等、障害児通所支援等の提供体制の整備を計画的に進めるため、「第7期島根県障がい福祉計画・第3期島根県障がい児福祉計画」を策定します。

この計画は、障がい者の地域生活移行や一般就労移行、障がい児支援体制の整備に関する成果目標やサービスの見込量、確保の方策を定めるものです。

この計画案について、広く県民の皆様からの意見を募集します。

記

1 意見の募集期間

令和5年12月15日（金）から令和6年1月14日（日）まで

2 計画（案）の閲覧方法

県障がい福祉課、県政情報センターまたは各地区県政情報コーナー、県ホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/top.html>）でご覧いただけます。

3 ご意見の提出方法

郵送、ファックス、電子メールのいずれかの方法でお送りください。

電話によるご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。

・郵送：〒690-8501 松江市殿町1 島根県健康福祉部障がい福祉課

・FAX：0852-22-6687

・電子メール：syougai@pref.shimane.lg.jp

必ず件名（「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」）をご記入ください。

（郵送の場合、令和6年1月14日到着分までとさせていただきます。）

4 ご意見の反映・個人情報の扱い

- お寄せいただいたご意見は、十分に検討・考慮して「第7期島根県障がい福祉計画・第3期島根県障がい児福祉計画」を策定します。
- ご意見に対する個別の回答はいたしかねますが、後日、寄せられた意見の趣旨とこれに対する県の考え方を公表します。ただし、公表することにより、個人又は団体の権利その他正当な利益を害するおそれがある意見は、公表しません。また、意見を提出した個人又は団体が識別される情報又は識別される可能性のある情報についても、公表しません。
- 意見の募集は、具体的な意見をいただくことを目的としていますので、賛否の結論だけを示したものや趣旨が不明瞭なものなどについては、県の考え方をお示しできない場合があります。